

任意継続被保険者制度について

令和2年3月26日
厚生労働省保険局

任意継続被保険者制度に関する医療保険部会での主な意見

■ 第121回医療保険部会（令和元年11月21日）

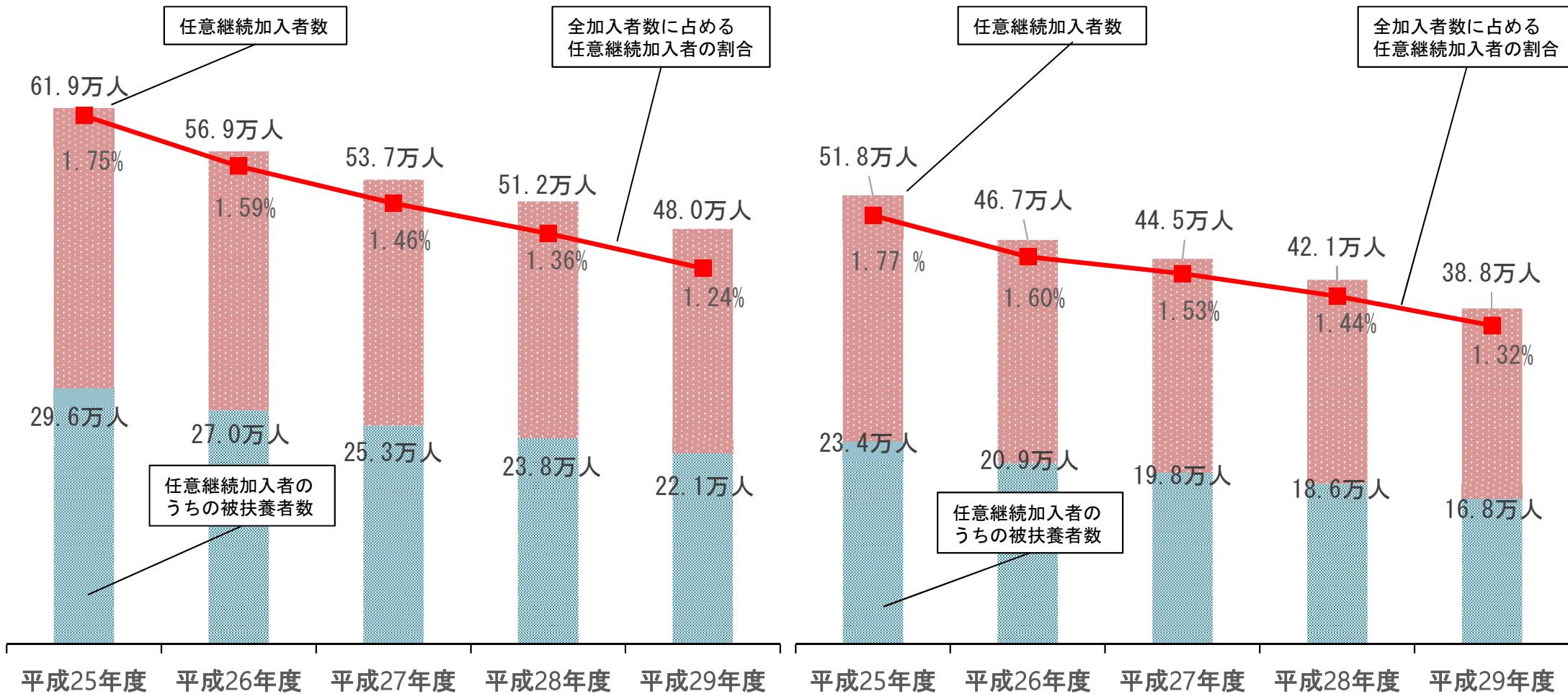
- この任継制度では制度本来の意義が失われており、現在は国保への移行に伴う保険料負担の激変緩和が主な実態となっている。制度本来の意義が失われた以上は、廃止の方向で議論することが自然の流れである。一方で、さまざまな就労形態の方がいることを考慮すると、直ちに廃止することは難しいので、将来的な廃止を前提としつつ、見直しをしていくことが必要。
- 職域の保険と地域の保険で所得の把握時期が異なるという制度の違いに起因する、退職後の負担能力を大きく上回る保険料負担を当事者の方々に一方的に強いることを避けるという意味での任意継続の制度と認識している。職域、地域の二本立ての現行医療保険制度を続けるのならば、ある程度維持するべき。
- 退職後に所得がない方が国保に移って最大2年間は退職前の高い所得に基づいて保険料を算定されてしまうケースがあることを考えると、この期間は短縮すべきではない。国保の財政負担が増大する、不安定になるという見直しについては、今後とも慎重な御検討をいただきたい。
- 任継被保険者は60歳以上が対象と思っていたが、実際には現役世代もかなり入っているので、現在20歳代から50歳代でこの制度を使っている人たちがどのようにになっていくのか、こうした人たちに不利益のないような丁寧な実態把握が必要であり、慎重な検討をお願いしたい。
- 船員保険についても同様の制度があるが、この船員の方々については、一定期間、休みなく海上で就労し、そして、一定期間失業するというサイクルを繰り返す場合も多く、健康保険の加入者とは仕事の性質が非常に異なっており、この部分については留意が必要。

任意継続加入者数の推移

○ 平成25年度から平成29年度までにかけて、協会けんぽ及び健保組合の任意継続加入者（被扶養者を含む。）の数は減少傾向にあり、平成29年度は約87万人となっている。

（協会けんぽ）

（健保組合）



※1 協会けんぽについては、健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者及び船員保険の被保険者を除く

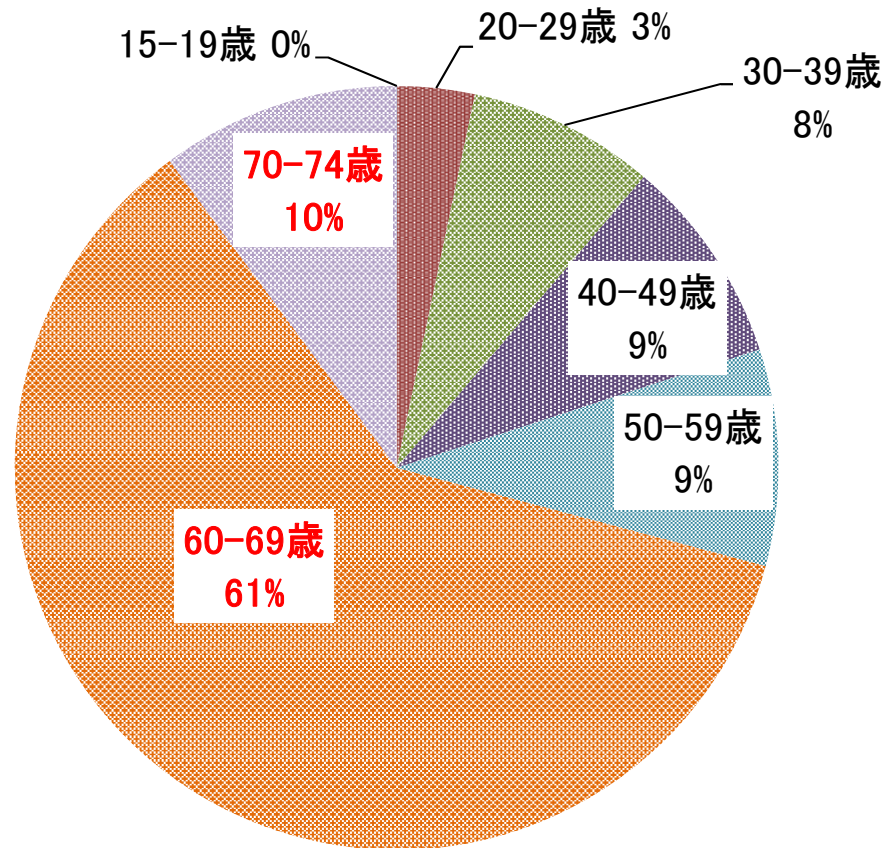
※2 数字は単年度平均

（出所）健康保険・船員保険事業年報（平成25年度～平成29年度）

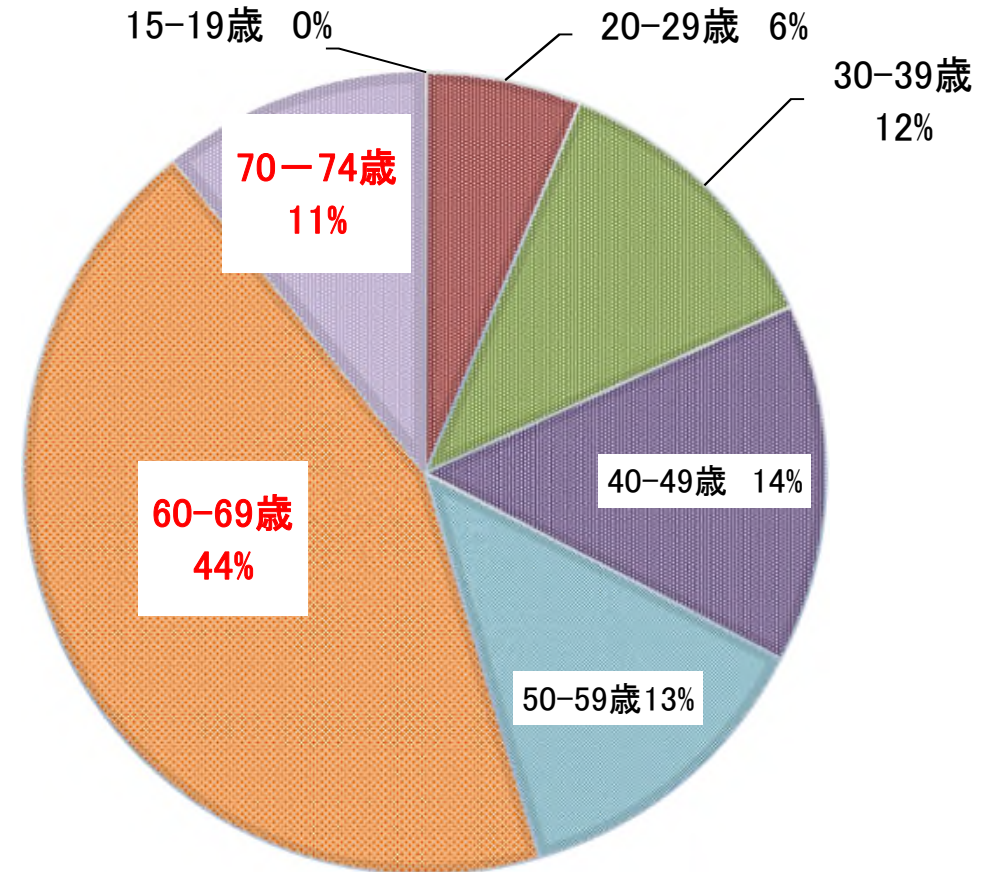
協会けんぽにおける任意継続被保険者の年齢構成の推移

- 任意継続被保険者の年齢構成をみると、近年は若年層が増加しているが、60歳以上の者が全体の約5割を占めている。
- 60歳以上の者の割合は約7割(平成25年度)から約5割(平成30年度)に減少している。

(平成25年度)



(平成30年度)



年齢(歳)	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～74	計
任意継続被保険者数(人)	91	9,776	23,728	26,301	27,470	182,056	30,356	299,778

(出所)協会けんぽの調査に基づき作成(平成26年3月時点)

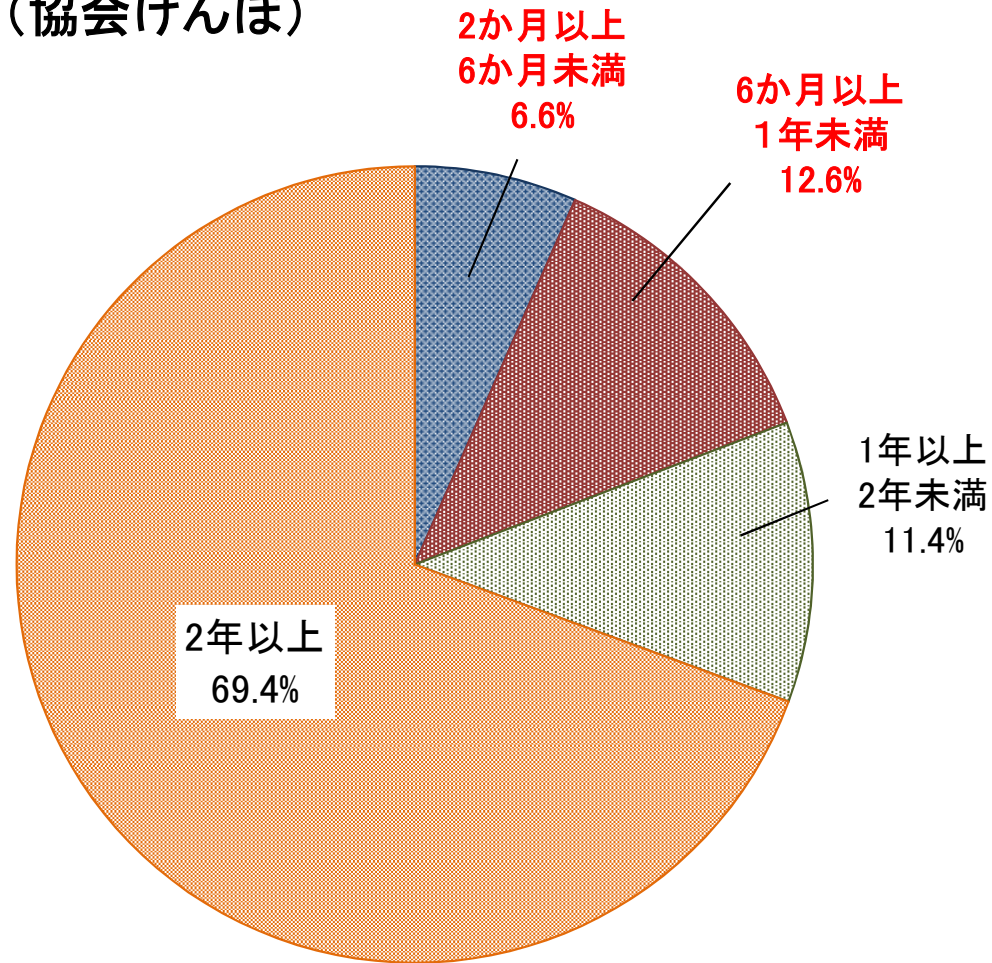
年齢(歳)	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～74	計
任意継続被保険者数(人)	142	15,392	29,251	35,566	31,392	107,822	26,524	246,089

(出所)協会けんぽの調査に基づき作成(平成31年3月時点)

任意継続被保険者の勤務期間

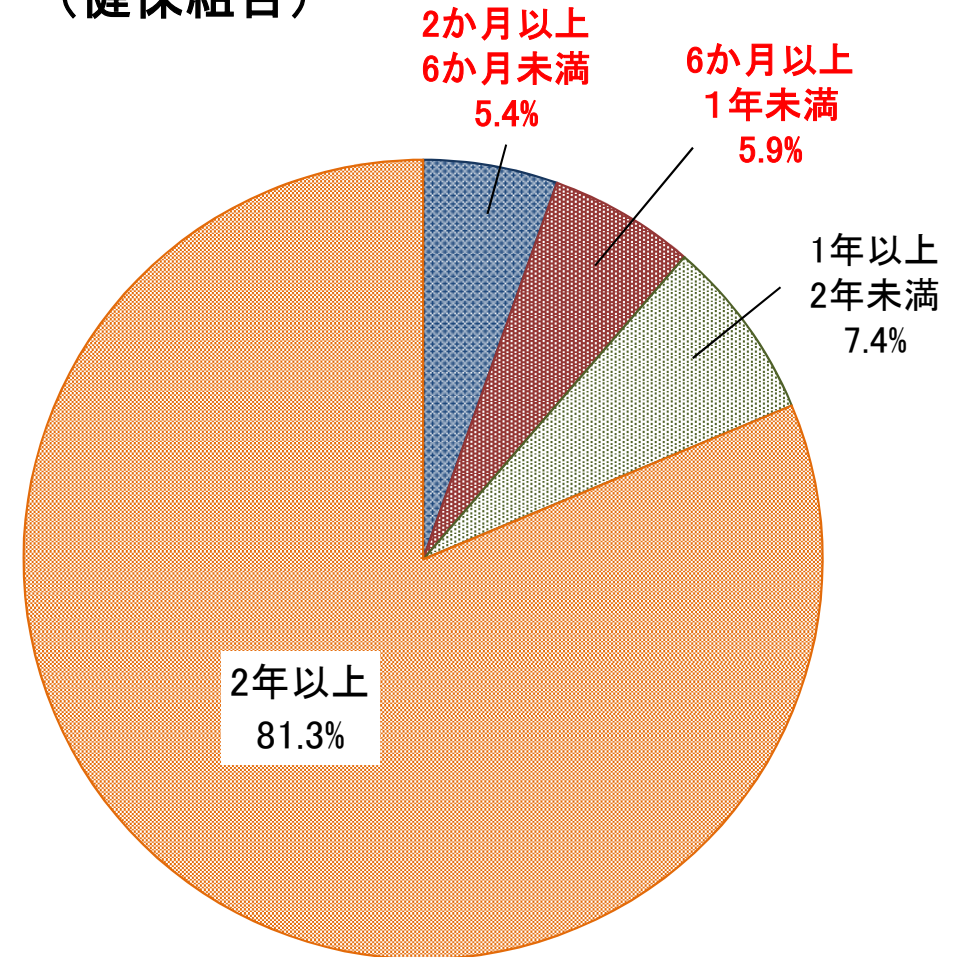
○ 任意継続被保険者の勤務期間は、協会けんぽは2割、健保組合は1割の者が2ヶ月以上1年未満となっている。

(協会けんぽ)



(出所)協会けんぽの調査に基づき作成(平成25年度)

(健保組合)

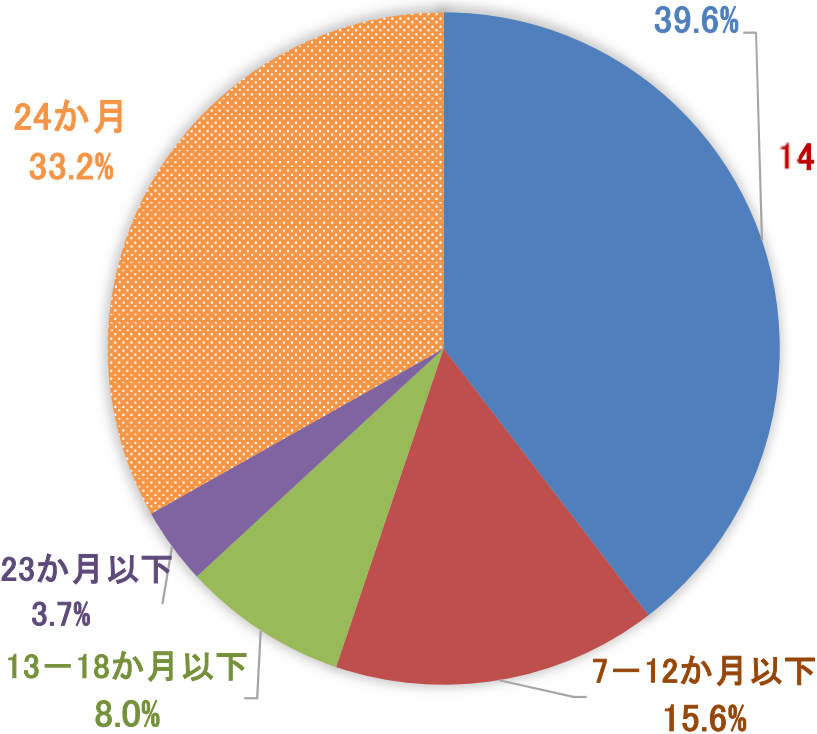


(出所)健康保険組合連合会の調査より抜粋(94組合にて集計)
(平成25年度)

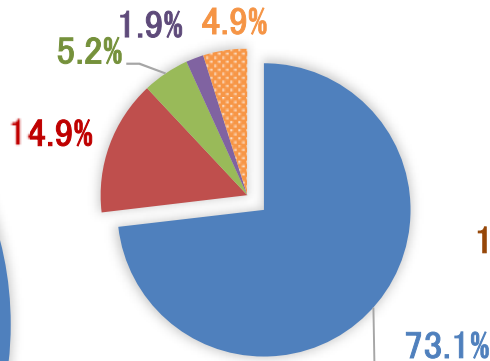
年代別の任意継続被保険者制度加入期間

- 60歳未満までは加入期間6カ月以下が5割以上を占めており、60歳以降は加入期間2年間が約5割以上を占めている。
- 平均加入年数は年々減少傾向にある。

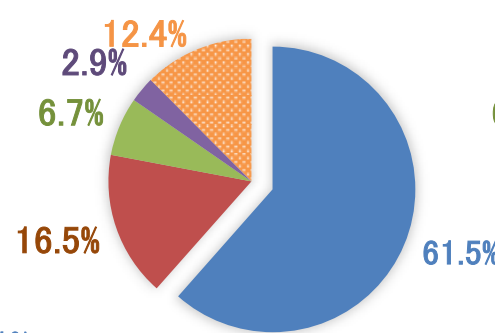
総計
(246,089人)



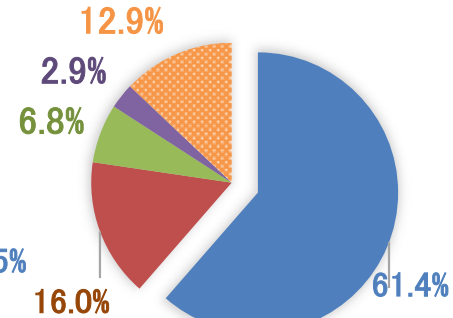
20-29歳
(15,392人)



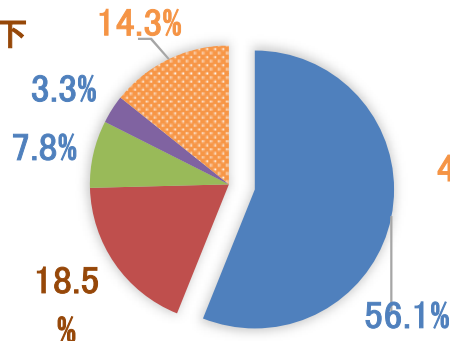
30-39歳
(29,251人)



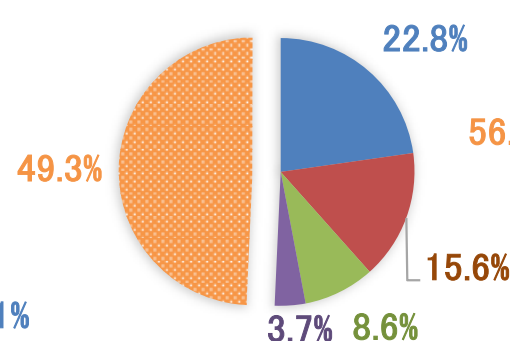
40-49歳
(35,566人)



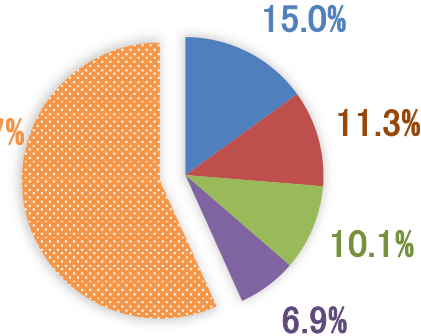
50-59歳
(31,392人)



60-69歳
(107,822人)



70-74歳
(26,524人)



平均加入年数の推移



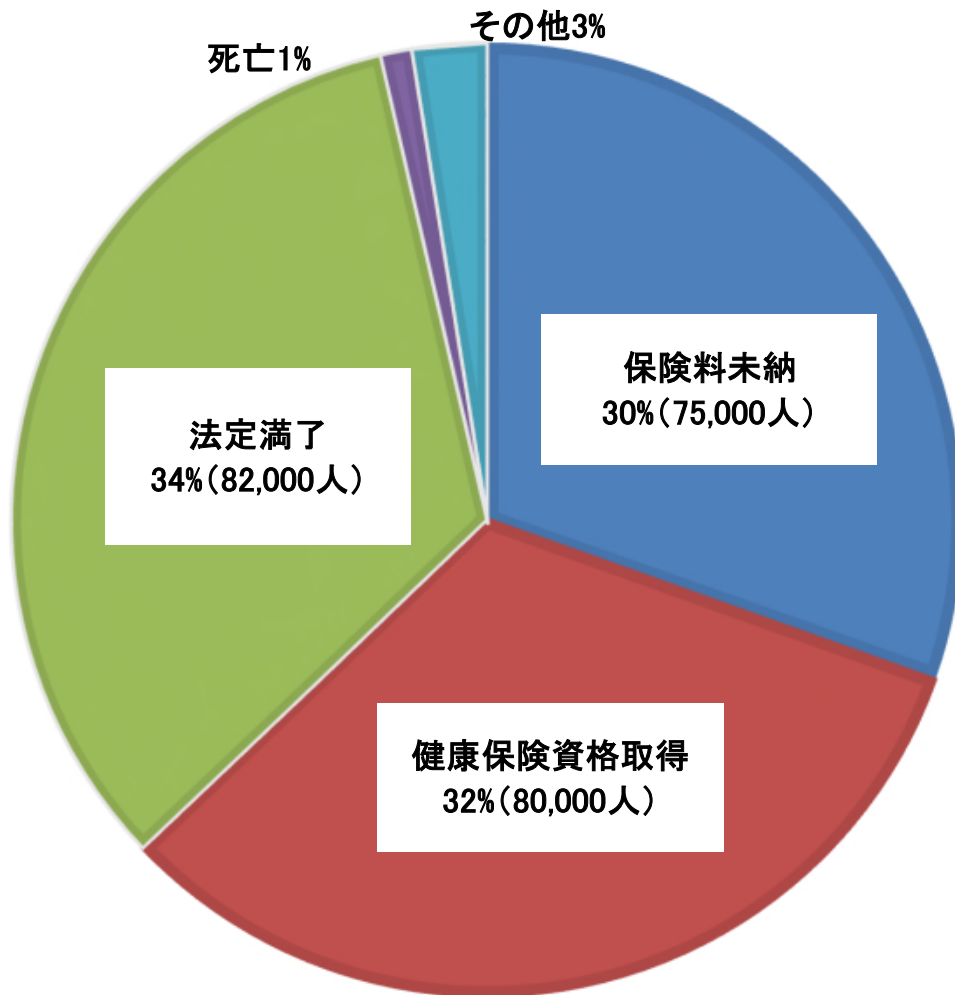
平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度

平成31年3月末時点
(出所)協会けんぽの調査に基づき作成

任意継続被保険者制度の資格喪失理由

- 平成30年度における任意継続被保険者制度の資格喪失理由は法定満了が34%、次いで健康保険等の資格取得が32%、保険料未納が30%となっている。
- 現行では、自主的に任意継続被保険者から外れることができない制度となっている。

資格喪失理由(平成30年度) (246,089人)



(参照条文)

○健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

(任意継続被保険者の資格喪失)

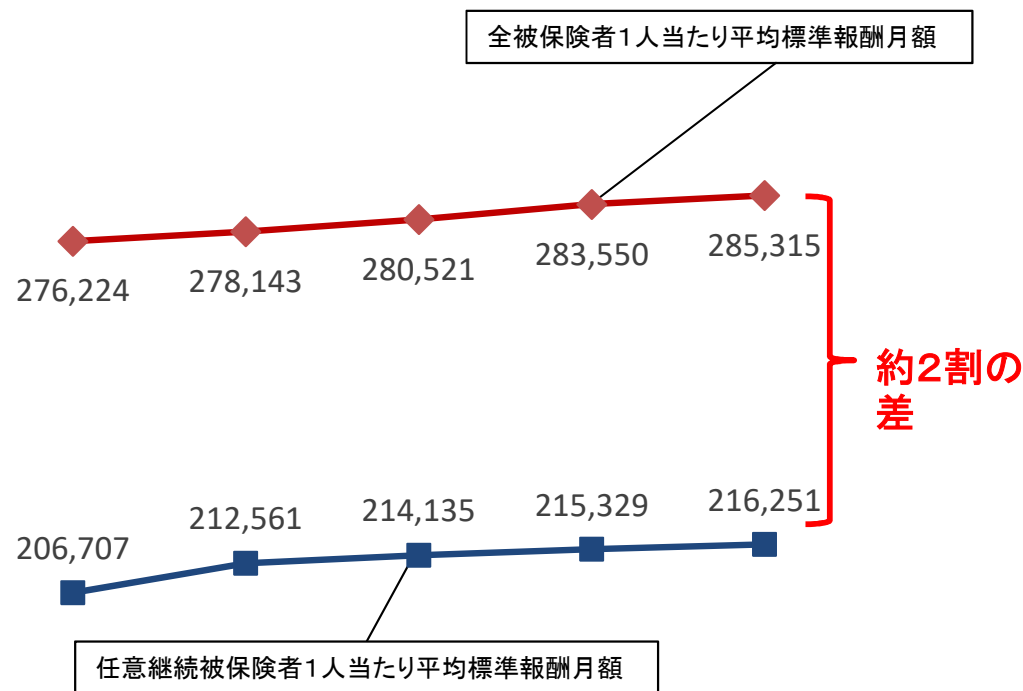
第三十八条 任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第四号から第六号までのいずれかに該当するに至ったときは、その日)から、その資格を喪失する。

- 一 任意継続被保険者となった日から起算して二年を経過したとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 保険料(初めて納付すべき保険料を除く。)を納付期日までに納付しなかったとき(納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除く。)。
- 四 被保険者となったとき。
- 五 船員保険の被保険者となったとき。
- 六 後期高齢者医療の被保険者等となったとき。

任意継続被保険者と一般被保険者の平均標準報酬月額と比較

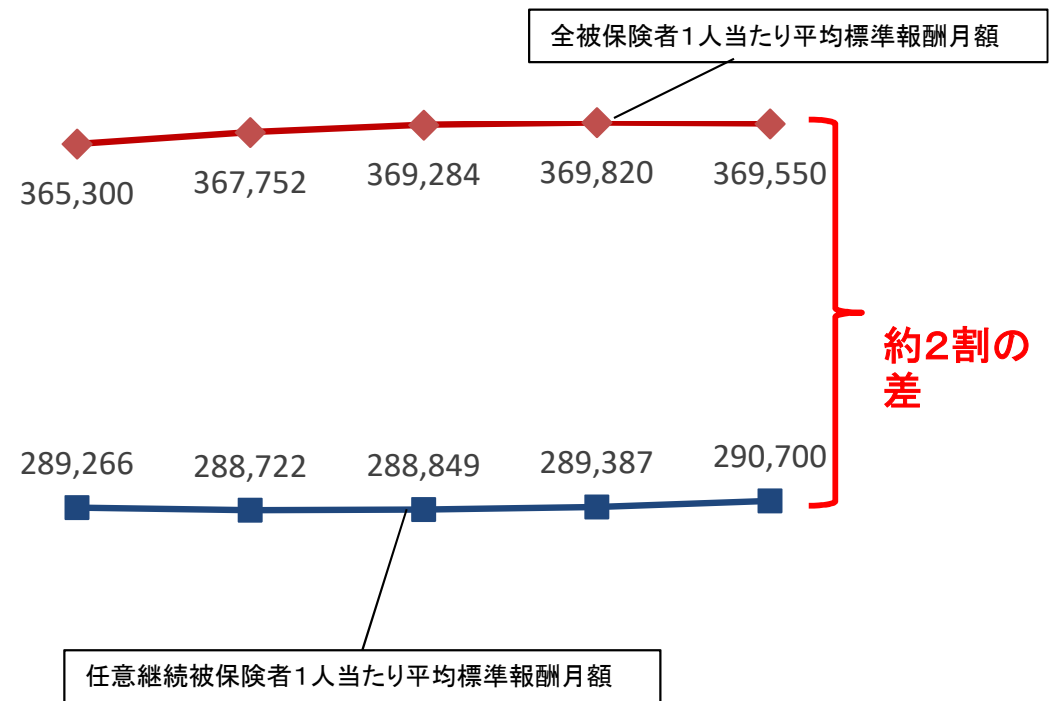
- 任意継続被保険者の標準報酬月額は①従前の標準報酬月額又は②当該保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額のうち、いずれか低い額となるため、全被保険者の平均標準報酬月額を下回ることとなる。
 - 任意継続被保険者1人当たり平均標準報酬月額は、全被保険者(※)の約8割の水準となっている。
- (※) 任意継続被保険者を含む。協会けんぽについては、日雇特例被保険者を除く。

(協会けんぽ)



平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度

(健保組合)

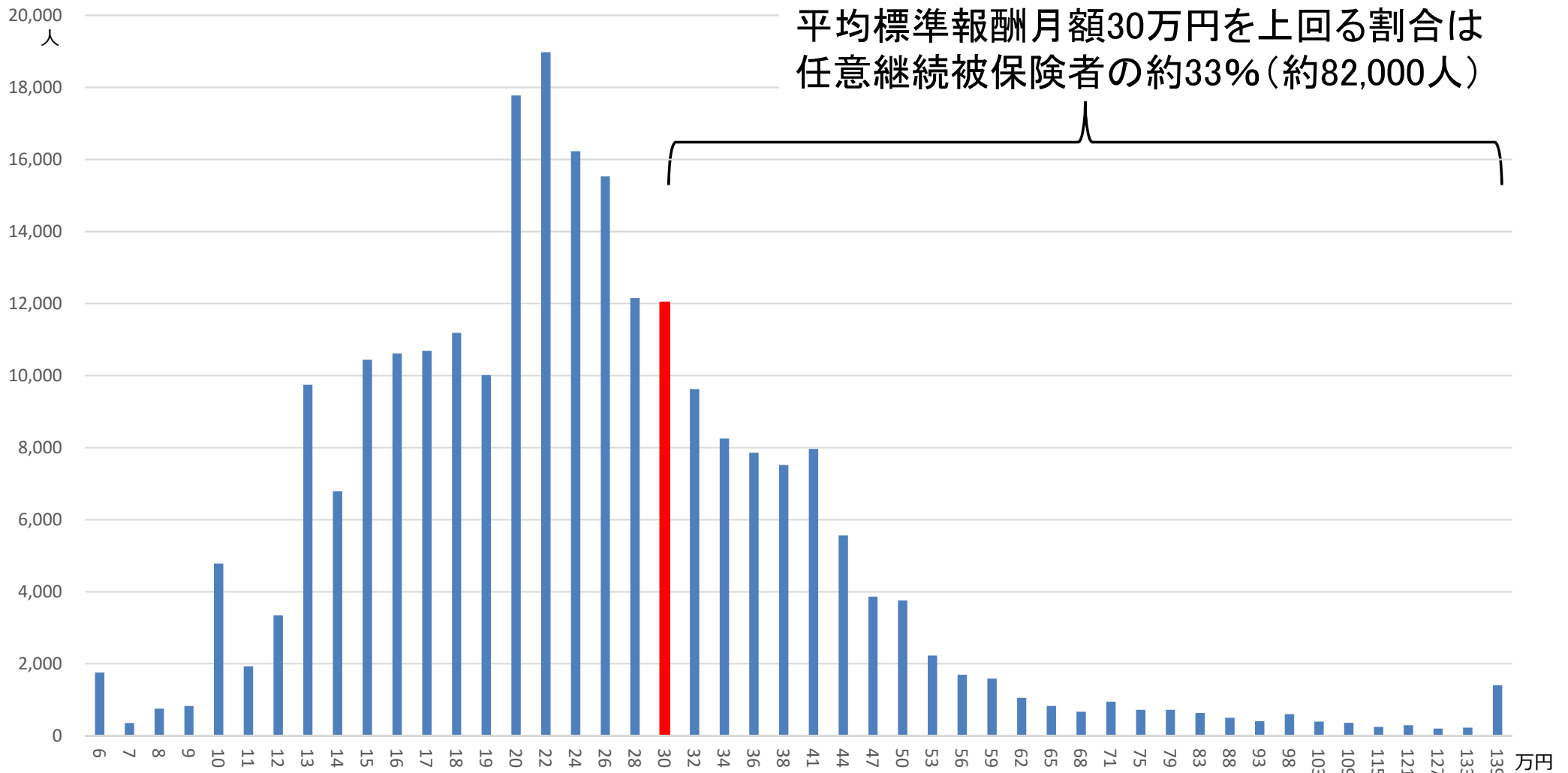


平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度

(出所) 健康保険・船員保険事業年報(平成25年度～平成29年度)

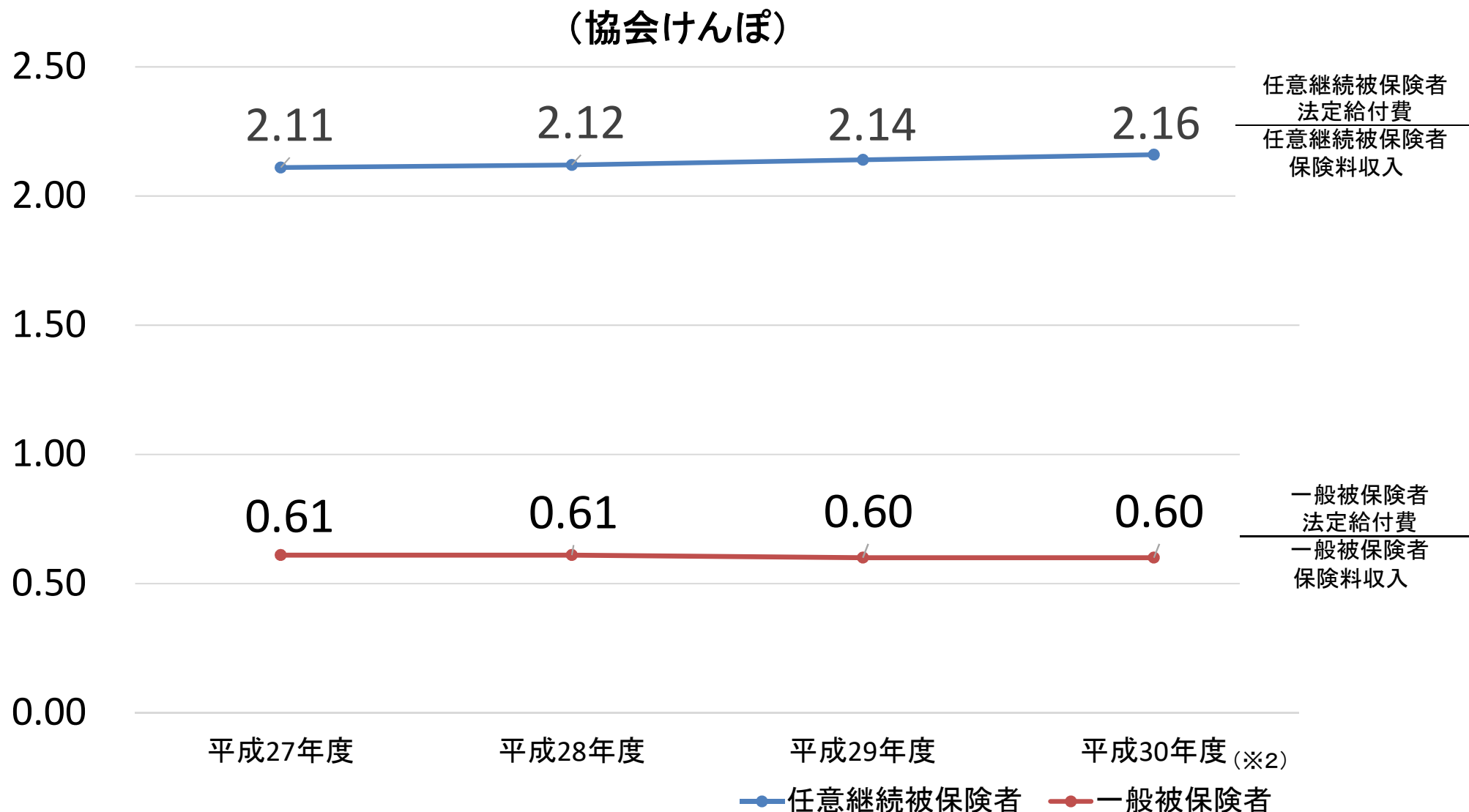
協会けんぽにおける任意継続被保険者の標準報酬月額分布

- 協会けんぽの被保険者の平均標準報酬月額は30万円であり、退職時の標準報酬月額がこれを上回る場合には、被保険者は30万円に保険料率を乗じた額を保険料として負担することとなる。



任意継続被保険者に係る保険料収入に占める法定給付費の割合

○ 協会けんぽにおける平成30年度の保険料収入に占める法定給付費(※1)の割合は、任意継続被保険者では約2.2倍、全加入者では約0.6倍となっている。



(※1) 法定給付費は、療養の給付、出産育児一時金、傷病手当金、高額療養費等を含み、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金は含まない。

(※2) 現時点見込み額
(出所) 協会けんぽ事業年報及び協会けんぽの調査に基づき作成

参考資料

任意継続被保険者制度の概要

- 任意継続被保険者制度は、健康保険の被保険者が、退職した後も、選択によって、引き続き最大2年間、退職前に加入していた健康保険の被保険者になることができる制度。

（任意継続被保険者制度の概要）

加入要件 (勤務期間)	資格喪失の日の前日まで継続して<u>2か月以上</u>被保険者であったこと
資格喪失事由	- 任意継続被保険者となった日から起算して<u>2年</u>を経過したとき - 死亡したとき - 保険料を納付期日までに納付しなかったとき - 被用者保険、船員保険又は後期高齢者医療の被保険者等となったとき
保険料	- 全額被保険者負担(事業主負担なし) <u>①従前の標準報酬月額又は②当該保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額</u> <u>※のうち、いずれか低い額に保険料率を乗じた額を負担</u> ※ 健保組合が当該平均した額の範囲内において規約で定めた額がある時は、その額

任意継続被保険者制度の変遷

○ 任意継続被保険者制度は、大正15年の健康保険法の施行時から存在する仕組み。これまで加入期間の延長、保険料の軽減を図る改正を行ってきており、現行の要件となっている。

	加入要件	加入期間	保険料設定方法(標準報酬月額)
大正15年	①資格喪失の前1年以内に180日以上、又は②資格喪失の際に引き続き60日以上被保険者であった者	加入期間は最大6か月	従前の標準報酬月額
昭和4年改正	資格喪失の際に引き続き60日以上被保険者であった者に改正		
昭和17年改正	資格喪失の前2か月以上被保険者であった者に改正		
昭和32年改正	資格喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者であった者に改正		
昭和38年改正		加入期間を最大1年間に延長	
昭和51年改正		加入期間を最大2年間に延長	①従前の標準報酬月額又は②当該保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額のうち、いずれか低い額に改正
昭和59年改正		55歳以降60歳前に任意継続被保険者になった者については、加入期間を60歳に達するまでに延長	
平成14年改正		55歳以上で任意継続被保険者になった者の特例を廃止。加入期間を2年間に統一	

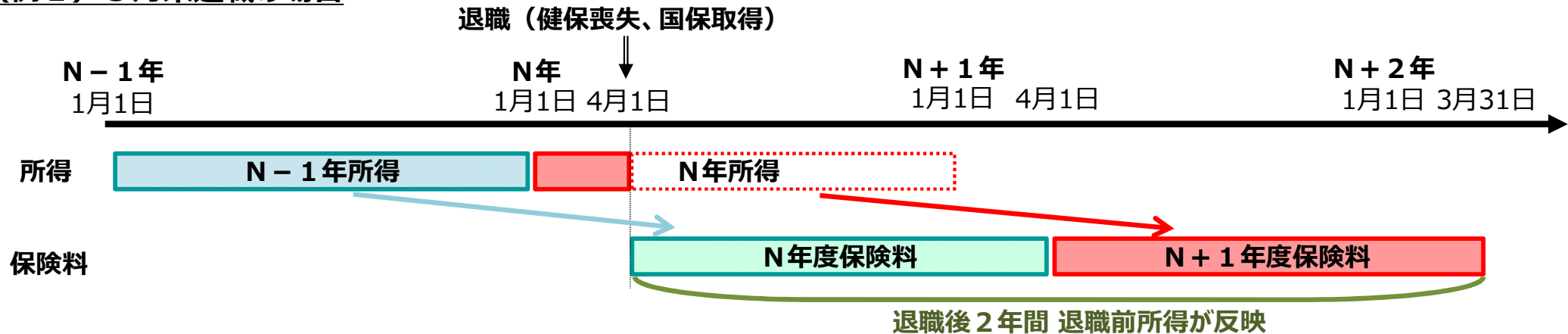
任意継続被保険者制度の意義

- 任意継続被保険者制度は、①国民皆保険実現(昭和36年)までは、解雇・退職に伴う無保険の回避、②給付率7割統一(平成15年)までは、国保への移行による給付率の低下の防止が主たる目的であったが、③現状では、国保への移行に伴う保険料負担の激変緩和が、その実質的な意義となっている。

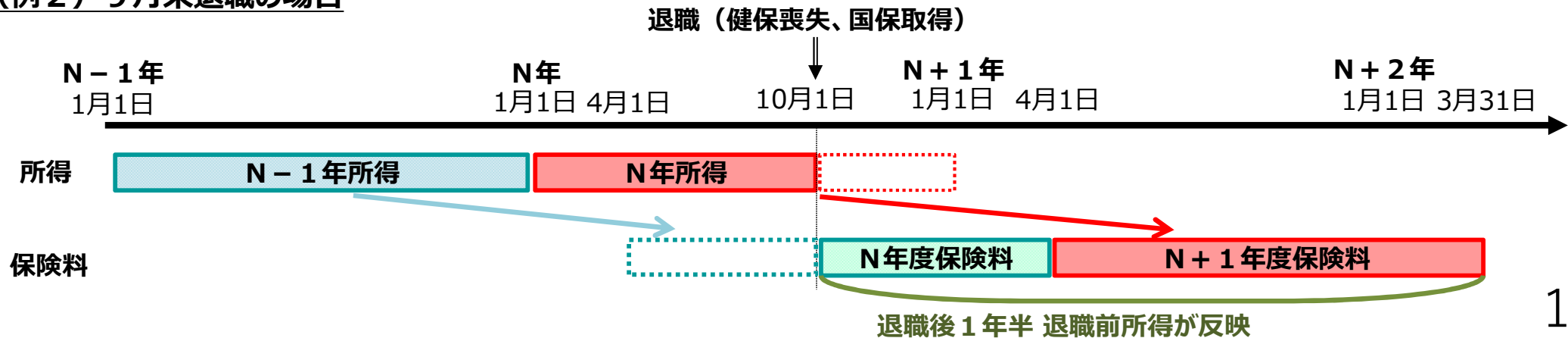
※ 国民健康保険は、前年所得を基準に保険料(所得割部分)が算定されることから、退職後に所得がないにもかかわらず、退職時の高い所得に基づく高い保険料額が算定される場合がある。

<国民健康保険料(所得割分)の算定方法>

(例1) 3月末退職の場合



(例2) 9月末退職の場合



医療保険制度における自己負担の推移

～昭和47年 12月		昭和48年1月～		昭和58年2月～	平成9年9月～	平成13年1月～	平成14年 10月～	平成15年 4月～	平成18年 10月～	平成20年4月～			
老人医療費 支給制度前		高齢者	老人医療費支給制度 (老人福祉法)		老人保健制度						75歳以上	後期高齢者 医療制度	
国保	3割		なし	入院300円/日 外来400円/月	→1,000円/日 →500円/日 (月4回まで) +薬剤一部負担	定率1割負担 (月額上限付き) *診療所は定額制を 選択可 薬剤一部負担の廃止 高額医療費創設	定率1割負担 (現役並み所得者2割)	定率1割負担 (現役並み所得者3割)	1割負担 (現役並み所得者3割)				
被用者本人	定額負担									70～74歳	2割負担 (現役並み所得者3割) ※平成26年3月末までに70歳に達している者は1割 (平成26年4月以降70歳になる者から2割)		
被用者家族	5割		若人	国保	3割 高額療養費創設(S48～)		入院3割 外来3割+薬剤一部負担 (3歳未満の乳幼児2割(H14年10月～))			3割 薬剤一部負担の廃止	3割	70歳未満	3割 (義務教育就学前2割)
				被用者本人	定額	→1割(S59～) 高額療養費創設		入院2割 外来2割+薬剤一部負担					
		被用者家族		3割(S48～) →入院2割(S56～) 高額療養費創設 外来3割(S48～)		入院2割 外来3割+薬剤一部負担 (3歳未満の乳幼児2割(H14年10月～))							

(注) ・昭和59年に特定療養費制度を創設。将来の保険導入の必要性等の観点から、従来、保険診療との併用が認められなかった療養について、先進的な医療技術等にも対象を拡大し、平成18年に保険外併用療養費制度として再構成。
・平成6年10月に入院時食事療養費制度創設、平成18年10月に入院時生活療養費制度創設
・平成14年10月から3歳未満の乳幼児は2割負担に軽減、平成20年4月から義務教育就学前へ範囲を拡大

健康保険法と国家公務員共済組合法における任意継続被保険者の加入要件

○健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

（定義）

第三条

1～3（略）

4 この法律において「任意継続被保険者」とは、適用事業所に使用されなくなったため、又は第一項ただし書に該当するに至ったため被保険者（日雇特例被保険者を除く。）の資格を喪失した者であつて、喪失の日の前日まで継続して二月以上被保険者（日雇特例被保険者、任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であつたもののうち、保険者に申し出て、継続して当該保険者の被保険者となつた者をいう。ただし、船員保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。

5～10（略）

○国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）（抄）

（任意継続組合員に対する短期給付等）

第二百二十六条の五 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（後期高齢者医療の被保険者等でないものに限る。）は、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2～6（略）